

ふくし りょうえんじょじぎょう
福祉サービス利用援助事業とは？

てつだ
このようなとき、お手伝いします!!

- 福祉サービスを利用したいけど、どうすればいいのかわからない…
- 福祉サービスの利用料や公共料金などの支払いができない…
- 年金をすぐに使ってしまうなど、日常的なお金の管理に不安がある…
- 役所への書類の提出など、
日常生活のなかで発生する色々な手続きが分かりにくい…
- 大切な書類をなくしてしまう不安がある…

てつだ えんじょ
このようなお手伝い(援助)ができます。

- 福祉サービスなどについての情報提供や利用のためのお手伝い。
- 役所への書類の提出など、日常生活のいろいろな手続きのお手伝い。
- 福祉サービスの利用料や公共料金、医療費などの支払いのお手伝い。
- 通帳や証書などの大切な書類のお預かり。



りょうりょう ひつよう
利用料が必要です。

そうだん しえんけいかく さくせい むりよう せいかつしえんいん てつだ はじ りょうりょう ひつよう
 相談や支援計画の作成は無料ですが、生活支援員がお手伝いを始めると、利用料が必要です。

えん じかん じかん こ のち ぶん えんちよう えん かせん
 1,000円/1時間まで 1時間を超えた後、30分の延長ごとに、500円ずつ加算

ただ せいかつほごじゅきゅうしゃ むりよう じゅうみんぜいひかせい かた よちよきん まんえんみまん ばあい
 ※但し、生活保護受給者は無料、住民税非課税の方で預貯金350万円未満の場合は
 はんがくじよせい う
 半額助成が受けられます。

しよるいなどあず りょうりょう けつがく えん
 書類等預かりサービス利用料……月額850円

あんしん りょう
安心してご利用ください。

- このサービスの利用契約を行うとき、利用者ご本人の契約能力を確かめることが
むずか ばあい けいやくていけつしんさかい しんさ
難しい場合は「契約締結審査会」で審査します。
- このサービスを安心してご利用いただくために、第三者の方々に構成されている
あんしん りょう だいさんしゃ かたがた こうせい
「運営適正化委員会」が設置されています。ここでは、利用者からの苦情を受付けています。

1. 相談

ちか しゃかいふくしきょうぎかい そうだん
お近くの社会福祉協議会にご相談ください。



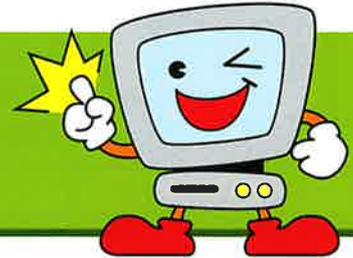
2. 訪問・面接

せんもんいん ほうもん はな うかが
専門員が訪問して、お話を伺います。



3. 支援計画作成

ほんにん きぼう たし
ご本人の希望などを確かめて、
しえんけいかく さくせい
支援計画を作成します。



4. 契約締結

さくせい しえんけいかく
作成した支援計画でよろしければ、
しゃかいふくしきょうぎかい けいやく
社会福祉協議会と契約します。



5. 援助開始

しえんけいかく ないよう
支援計画の内容にもとづき、
せいかつしえんいん てつだ
生活支援員がお手伝いをします。



せんもんいん 専門員とは？

ほうもん めんせつ けいやくていけつ
訪問・面接から契約締結まで
たんとう しちょうそんしゃかいふくし
を担当する市町村社会福祉
きょうぎかい しょくいん
協議会の職員です。

せいかつしえんいん 生活支援員とは？

けいやく ていけつ あと じっさい
契約を締結した後、実際にお
てつだ えんじょ ひと
手伝い(援助)をする人です。

りょう きぼう ばあい 利用を希望される場合は？

ちか しゃかいふくしきょうぎかい
お近くの社会福祉協議会に
そうだん そうだんないよう
ご相談ください。相談内容の
ひみつ げんしゅ
秘密は厳守します。